

生徒部だより

令和2年5月15日(金)第3号

“交通事故防止について”

～自他の生命を大切に～

令和2年5月7日(木)午後0時頃、江戸川区北小岩において、中学生が自転車で道路横断中に自動車に衝突され亡くなるという痛ましい交通死亡事故が発生しました。今年に入り、すでに4人の生徒達が交通事故の犠牲となり、その内3件は休校措置が実施された3月以降に、発生していると警視庁から連絡がありました。休校措置中は、皆さんの行動も平時と異なり日中の外出機会が見られ、また、緊急事態宣言下において、平時よりも車両がスピードを出して走行している傾向があることから交通事故が発生しています。交通事故にあわないために、また、社会における規範意識の向上につなげるためにも、一人一人が交通ルールや交通道徳を尊重する意識を高め、交通事故の恐ろしさや悲惨さを理解し、被害者だけでなく加害者になる可能性もあることを認識して下さい。自転車事故等で加害者になると、民事上の損害賠償と刑事上の責任も問われます。起訴されるかどうかは、事故の悪質さ(ひき逃げ)や被害者の状況(大怪我)などにより検察が判断します。しかし、相手を死傷させるなど悪質な事故の場合は、重過失致死罪に問われる可能性があり、罰金刑以上の刑事罰を受けると、医師・看護師・栄養士・調理師などの免許が与えられないことがあります。そのため、これらの職に就くことを目指して大学や専門学校に進学しても、自転車事故などで刑事罰を受けると、就きたい仕事に就けなくなるおそれがあるなど副次的なデメリットがあることも知っておいて下さい。以上のことを踏まえ、以下のことを順守すること。

- ① 青信号でも、左右の安全を確認し、車両が停止したのを見届けてから横断する。
- ② 一時停止場所や見通しの悪い場所では一時停止し、左右の安全を確認してから歩行または走行する。
- ③ 毎日の生活を通して、生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重すること。
- ④ 規範意識を高め、社会生活上のルールや法、きまりを守り、正しい善悪の判断をすること。